

# 事案書（☒ 経営会議      ☐ 調整会議）

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：こども部    こども総務課・保育家庭課

件 名：（仮称）大和市屋内こども広場条例の制定について

提出理由：大和駅東側第4地区公益施設に屋内こども広場を整備することに伴い、大和市屋内こども広場条例を制定する必要があることから、その内容について了承を得るため

内 容：

## 1. 背景

- 本市では、平成28年11月の供用開始を目指し、大和駅東側第4地区に、文化創造拠点として、屋内こども広場や図書館等の文化複合施設の整備を進めている。
- これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。
- 今後は、屋内こども広場の設置及び管理について条例を制定する必要がある。

## 2. 条例案の主な内容

### (1) 設置

- 市民の子育て・子育てを支援し、子どもの健やかな成長、子育て世代の親子の交流の促進等を図ることを目的として設置する。
- ①名 称    大和市屋内こども広場
- ②位 置    大和市大和南一丁目8番1号

### (2) 事業

- ①子どもの遊び及び学びの場の提供
- ②子育て世代の親子の交流促進
- ③育児に係る相談及び情報提供
- ④大和市文化創造拠点の利用に併せた保育に関すること
- ⑤その他市長が必要と認める事業

### (3) 指定管理者による管理

- 屋内こども広場の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定める。

### (4) 開館時間及び休館日

- 開館時間：午前9時～午後7時
- 休 館 日：1/1 及び 12/31

## (5) 利用料金

### ①利用料金の考え方

- 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の考え方を踏まえつつ、子育て世代の経済状況等を考慮して設定する。
- げんきっこ広場、保育室、多目的室は、一定水準以上のサービスを提供するために相応のコストが見込まれることから、有料とする。

### ②施設利用料金

| 有料施設名   | 区分   |     | 利用料金の上限額 |        |       |
|---------|------|-----|----------|--------|-------|
|         |      |     | 単位       | 市内利用者  | 市外利用者 |
| げんきっこ広場 | 個人利用 | こども | 2時間につき   | 200円   | 300円  |
|         |      | おとな | 1日につき    | 300円   | 400円  |
| 保育室     | 個人利用 |     | 1時間につき   | 500円   |       |
| 多目的室    | 団体利用 |     | 2時間につき   | 1,000円 |       |

## (6) 入場の拒否

- 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある等管理上支障があると認められる者に対し、入場を拒み又は退場させることができる。

## 3. 条例施行日

- 平成28年11月3日とし、利用料金の徴収等の準備行為は、条例施行日前に行うことができる（指定管理者の指定等の手続きについては、平成26年7月1日とする）。

## 4. 施行規則について

- 利用者の登録手続き等、一部の詳細項目は、規則で規定する。

経 過

- H18. 2 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
- H19. 3 大和駅東側第4地区市街地再開発組合設立
- H24. 2 大和駅東側第4地区公益施設基本計画策定
- H25. 1 大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画策定
- H25. 11 再開発組合定款及び事業計画変更認可
- H25. 12 権利変換計画認可

今後の予定

- H26. 2 次世代育成支援対策地域協議会への情報提供
- H26. 3 市民意見公募手続きの実施
- H26. 6 条例議案上程
- H26. 7 条例一部施行、公益施設着工
- H26. 7～12 文化創造拠点運営審議会の設置、指定管理者の公募・選考
- H27. 3 指定管理者の指定議案上程
- H28. 7 公益施設竣工
- H28. 11 施設供用開始、条例施行